

平成24年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成24年12月14日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成24年12月14日 午前9時30分開議

- 日程第22 議案第16号 周防大島町立久賀中学校校舎建築工事の請負契約の締結について
- 日程第23 議案第17号 周防大島町立久賀中学校校舎電気工事の請負契約の締結について
- 日程第24 議案第18号 周防大島町立久賀中学校校舎機械設備工事の請負契約の締結について
- 日程第25 議案第19号 動産の買入れについて(平成24年度 橋斎場改築工事に伴う家具購入)
- 日程第27 議会広報編集特別委員会設置について
- 日程第28 地域活性化特別委員会設置について
- 日程第29 防災対策特別委員会設置について

本日の会議に付した事件

- 日程第22 議案第16号 周防大島町立久賀中学校校舎建築工事の請負契約の締結について
- 日程第23 議案第17号 周防大島町立久賀中学校校舎電気工事の請負契約の締結について
- 日程第24 議案第18号 周防大島町立久賀中学校校舎機械設備工事の請負契約の締結について
- 日程第25 議案第19号 動産の買入れについて(平成24年度 橋斎場改築工事に伴う家具購入)
- 日程第27 議会広報編集特別委員会設置について
- 日程第28 地域活性化特別委員会設置について
- 日程第29 防災対策特別委員会設置について

出席議員(16名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 魚谷 洋一君  | 2番 魚原 満晴君  |
| 3番 田中隆太郎君  | 4番 広田 清晴君  |
| 5番 荒川 政義君  | 6番 中本 博明君  |
| 7番 松井 岑雄君  | 8番 今元 直寛君  |
| 9番 尾元 武君   | 10番 平野 和生君 |
| 11番 吉田 芳春君 | 12番 濱本 康裕君 |
| 13番 久保 雅己君 | 14番 小田 貞利君 |
| 15番 平川 敏郎君 | 16番 新山 玄雄君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	中尾 豊樹君	議事課長	中村 和江君
書記	大下 崇生君	書記	林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	副町長	岡村 春雄君
教育長	西川 敏之君	公営企業管理者	石原 得博君
総務部長	星出 明君	産業建設部長	西本 芳隆君
健康福祉部長	西村 利雄君	環境生活部長	松井 秀文君
久賀総合支所長	松村 正明君	大島総合支所長	北杉 憲昌君
東和総合支所長	木村 順一君	橘総合支所長	中原 義夫君
会計管理者兼会計課長			岡本 洋治君
教育次長	中野 守雄君	公営企業局総務部長	河村 常和君
総務課長	奈良元正昭君	財政課長	中村 満男君
契約監理課長	藤山 忠君	教育委員会総務課長	島原 資郎君

午前9時42分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。それでは、昨日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

日程第22・議案第16号

議長（新山 玄雄君） 日程第22、議案第16号周防大島町立久賀中学校校舎建築工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第16号周防大島町立久賀中学校校舎建築工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

周防大島町立久賀中学校校舎建築工事につきましては、去る11月27日に条件付一般競争入札により入札を行い、2企業が参加いたしました。入札の結果、4億2,000万円、その落札価格に消費税の額を加えた4億4,100万円で白木産業・藤川建設特定共同企業が最低価格をもって落札候補者となりました。開札後、落札候補者が当該入札公告に明示した入札参加資格要件を満たしているか否かを資格審査し、落札を決定いたしました。つきましては、白木産業・藤川建設特定共同企業体と工事請負契約を締結しようとするものであります。

なお、建築の概要につきましては、延べ床面積2,685.89平方メートルの鉄筋コンクリート造り3階建ての建物と、プロパン庫、渡り廊下の約21平方メートルでございます。参考資料にお示ししているように、現校舎の南側に建設するものでございます。参考までに、工期は契約の日の翌日から平成25年11月29日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。平川議員。

議員（15番 平川 敏郎君） 今回の入札執行において、条件付一般競争入札ということですが、ただ、条件の中で指名審査会は郡内で何社、応札可能か。また郡外の何社が応札可能か。この調査の上で今回の入札方法を執行したのかと。

それともう一点、条件付でありますけど、上位も下位も1,000平米の実績というのはどういった条件で頭のほうには1,000平米という条件が出たのか。この2点、まずお聞きします。

議長（新山 玄雄君） 藤山契約監理課長。

契約監理課長（藤山 忠君） まず1点目の郡内何社、郡外何社、調査したのかということですが、指名審査会の直前に公告にうたっております町外業者で950点以上、町内業者で800点以上が何社かというのを一応検索しております。その結果、町内6社、町外4社。共同企業体の結成方法は、町外業者は親にしかねないわけですが、親の場合6通り、町内業者さんの場合は9通りということで指名審査会に、そのように調査した結果を報告しております。

それと1,000平米でございますが、これは平成21年に入札を行いました同様な案件であります東和中学校の建設建築工事が1,000平米ございましたので、それに条件を合わせております。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（15番 平川 敏郎君） 今の、ちょっと僕は計算がよくわからないんであれですが、6社と9社というのを再確認、ちょっともう一点お願いします。

それと、幾ら条件つきでも岩国柳井管内だけでなく周南管内、この範囲を広げれば、今回のように2社の応札でなく、より多くの入札参加で透明性、公正性、特に競争性のある入札執行が可能であったのではないかという点、この2点をお尋ねいたします。

議長（新山 玄雄君） 藤山契約監理課長。

契約監理課長（藤山 忠君） 御質問の6社と9社ということでございますが、町内業者さん、例えば最下位の業者さんの場合、町外の業者さん4社、それから町内業者さん5社と、自分が子になれば組めるので9通りという御説明を申し上げました。

それと、周南までという御質問でございますが、19年に山口県が防災センターの工事を行っております。このときの条件が岩国・柳井土木建築事務所に本店ということでございましたので、東和中もその案件で行っております。今回も同様に岩国・柳井土木事務所管内に本店を有することという条件をおつけしておりますが、これは地元企業優先といいますか、その観点から、このようなやり方になっております。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（15番 平川 敏郎君） 今も6通り、9通りと言いますが、企業体の結成は上が、4下が6であれば、4社の5通りしかないんじゃないですかね。下が6で上が4、であればちょっと済みません、3回になるから一緒に聞きます 4通りの1つあれば、考えても5通りしか、5企業体しか組めないんじゃないですかね。そのとおりそのものはあるかもしれませんが、最大公約数というか、最大が5社じゃないかと思います。

それともう一点、入札の原則である公正性、透明性、競争性、この点について、もうちょっと詳しく、この原則はどうだったか。もう、これが最後でありますのでその2点、明確にお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 藤山契約監理課長。

契約監理課長（藤山 忠君） 御質問の9通りでございますが、例えば町内業者さんで、総合評定値が一番下の業者さんがいたとします。その業者さんは町外業者さん4社と組めるわけですね。それと、町内・町内の結成もできますので、自分より総合評定値が上の5社と組めるので、9通りということでございます。（「5企業体しか組めないんじゃないかというのを言いよるんですよ。通りはありますよ、何通りもありますよ。5しか組めないんじゃないかというのを僕は言いよるんで、答弁が違うじゃないですか」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午前9時50分休憩

.....  
午前9時51分再開

議長（新山 玄雄君） 再開します。もう一遍。

答弁をお願いします。

契約監理課長（藤山 忠君） 組み方は9通りでございますが、最大で5企業体の結成を想定しております。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） もう一点の御質問のことでございますが、近年、工事発注の地産地消という言葉はちょっと適切かどうかわかりませんが そのような言葉がよく言われております。できるだけ地域の事業を地域の業者さんにやっていただくという意味であろうと思っております。以前はそのような、周南・防府・山口土木建築事務所管内も入れて、そしてそれプラス柳井、岩国という土木事務所管内で結成をやっておった時期もあります。

平成19年に防災センターを県が発注いたしました。これも先ほど申し上げました東和中学校や久賀中学校と、規模的には若干小さいぐらいで、ほぼ同じようなものなんです。このときから柳井・岩国土木建築事務所管内にということになってきました。

今、平川議員さんが御質問されたように、できるだけ多くの業者さんが参加できるほうが、当然競争性は高まってくると思っております。言うなれば条件付ではなくて条件を外して、本来の入札であります一般競争入札にするのが一番競争性は高まるということでございます。一般競争入札では余りにもということで、条件付一般競争入札、または指名競争入札という形を例外的にとっておると 例外的が本流になっておるわけでございますが ということではなかろうかと思っております。

そのようなことで、この周防大島町だけではなくて、最近の入札の傾向を見ておりますと、できるだけその地域の業者さんを指名したり、または一般競争でも結成ができる、参加できるような形の指名方法になっておるのではないかというふうに思っておるところでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

議員（3番 田中隆太郎君） 先ほど課長さんの答弁で、最大で5企業体というのを言われたと思うんですが、応札したのが5企業体のうち2企業体ちゅうことで、競争入札という原理から考えたら非常に数が少ない。それで落札率を見ますと98.5%という高落札になつると私は思うんですが。もし、92%ぐらいであれば、6.5違うということは、金額が4億円ですから二千五、六百万円以上の、町民が損失を受けたというふうにも考えられると私は思うんです。競争原理が正しく働けば、もう少し落札率にあらわれてもええと思うんですが、そこんこは、町長さん、どうお考えですか。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今の御質問でございますが、最大5つの企業体が結成できる可能性があ

ると、組み合わせとすれば9通りあるわけですが、9通りでも組とすれば5つ、最大でできます。その中で2共同企業体しか結成されずに、入札に応札が少なかったということでございます。その結果、それが原因かどうかわかりませんが、98.51%という落札率でございます。今御質問がありましたように、これが最低制限価格に近いところであれば、当然町とすれば、その交付金の支出が少なくなるということでございますので、それは節約につながるということでございます。

しかしながら、私たちが執行しております入札制度は、いろいろな形を使って入札制度をやっておりますが、その入札の落札率については、こちらから恣意的に操作できるというものではございませんので、今回の落札率が98.5%であったとしても、これをどうこうするということは、なかなか私たちではできない問題だと思っております。

それが、ひいて言えば、結成した共同企業体が少なかったからではないかという原因が指摘されましたが、それはちょっと何とも言えませんが、当然5つの企業体が結成されておれば、さらにもっと競争原理が働いたのではないかということは私たちも思っております。

しかしながら、5つの企業体が組めるにもかかわらず2つの企業体しかできなかったということは、これは私たちからすれば、あとの6社に対して、なぜ結成しないのかとか、結成してくださいよとかということは、なかなかこちらから命令的に言えるものではございませんし。以前にもありましたが、どなたも応札しないというような場面もあったわけございまして、それはそここの建設業者、企業のほうの考え方であろうと思っておるわけございまして。今御質問のように、競争性ができるだけ高まるような入札方法、またはその条件を、できれば考えていきたいと思いますが、また反対に、やはり地域の業者さんを大事にするということも兼ね合わせて考えなければならないんじゃないかというふうに思っているところでございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 各議員さん方がそれぞれ質疑をして、質疑の論点は一緒だというふうに考えております。そこで質疑をしますが、今回、皆さん方が条件をつけた中で地元の特定6社の中で実際的には組めない仕組みもあったんじゃないかということで質問します。

例えば、得点は上ですけど、実績がないために逆に組めないという、皆さん方がつくった中で、例えば1,000平米以上という条件と、地元業者の中で得点が上のほうがいわゆる頭になりますよという部分で、実際的には組もうと思っても組めない状況があったのではないかという点で質疑をしておきたいというふうに思います。それが一つ。

それともう一つは、先ほど地元の工事の地産地消という名文句が出ましたが、実際的に私たちも地元業者同士で組めれば、そして入札に参加できれば、それは7等分、いわゆる10分の7部分が島外に出るよりは、地元で組んだほうが、より積極的な育成になるというのは誰が見ても明

らかなんですよ。しかし、特定6社が真に競争性を発揮した中で、そこにたどり着くんならええけど、条件付ということで、そういう道が閉ざされるような条件付一般競争入札ではいけない、これは当たり前のことなんですよ。じゃけ、そこんところが今回の条件付の中の矛盾があるのではないかということで、一応質疑をしちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） それぞれの業者さんが1,000平米以上の工事实績を持っておられるかどうかということは、全てをこちらが確認しておるわけではございません。と申しますのは、当然その公共工事だけをやっておられるわけじゃございませんので、民間工事でどのようなことをやっているかというまで把握できておりませんので、全ての方々がその1,000平米以上の実績ということになるかどうかというのは、よくわからないわけですが。いずれにいたしましても、競争性が今回、少し薄れておるのではないかという趣旨の御質問、先ほどの方と同じだろうと思いますが。

いずれにいたしましても、最大で10社しか対象者がいない。さらに、その中から5つのグループしか共同企業体ができないというのは事実でございます。これをどんどん広げていこうとすれば、当然その条件を緩和する。要するに、県内どこの土木事務所管内からでも応札できますよということになるか、さらにまた言えば、全国どこからでもできますよということにすれば、当然その競争性は働いてくると思います。

しかしながら、最近の、公共事業の減少に伴う、業者さんが大変御苦労されているという中で、できるだけ地域の建築業者に地域の建築工事を請負っていただくほうがいいということを考えて、このようなことになっているんだろうと思っております。

それと、もう1点は、平成17年までは、防府、山口、周南土木建築事務所まで入っておりました。そして、平成18年には、岩国、柳井、周南、これも入っていますね。それで、平成19年あたりからだんだんこのようなことになってきて、できるだけ近場の土木事務所管内でやろうということになってきたわけでございます。これはまた、枠を広げたのがいいのかどうかというのは、議会の皆さん方とも議論をしなければならないと思います。また、地元の、建設業協会などの団体とも、いろいろな御意見もお伺いしなければならないと思いますが、いずれにしましても、できるだけ地域の皆さん方にやっていただいて、なおかつ、競争性が発揮できるような制度ということに取り組まなければならないというふうに思っているところでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 先ほどから言われる、地元の特定建設業者について、中身については知らない。中身についてはわかりにくい、調べない、事前調査をしてない。企画を出して入札までに実際的には調べていないという答弁ですが、例えば、今回特定建設業者6社あっても、

実際的には、その企業体を組んで入札できない業者もおったのではないかと。結果的に、それもあ  
るのではないかと。いやいや、実際的に皆さん方、さっきから最大5社とか、5企業体とか言い  
よるから、それを省略して質疑をしよるわけ。というのが、地元特定建設業者の中で、今回、応  
札できると思った業者が、皆さん方は6社おると思われたとしても、実際、設計技術者等がほか  
の現場についちよるとか、その中で……。いやいや、笑いごとじゃなしに地元の業者じゃけ皆わ  
かっちゃかんやいけんわけです、実際的には。地元の業者の育成なら、地元全体のことを知っ  
ちよかないけんじゃないですか。ましてや条件付一般競争入札ということですから。

それで、企業名は言いませんが、地元の特定6社の中で、実際的には、応募したくとも応募で  
きない、それは技術管理者の数とか上がってきますからね。こういうときを見れば、実際的には  
応募できないという業者がおられたのも事実じゃないかと思うんですが、その点について質疑を  
しておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 条件付一般競争入札でございますので、その条件につきましては、ちゃ  
んと明示はされて、公募したわけです。ですから、その中で、今、広田議員さんがおっしゃられ  
るように、そのある業者さんは、既にその技術屋をあちこちに配置しておるので、今回は技術屋  
の数が足りないのだからこちらに応募できない、そういう会社があったのではないかとということご  
ざいます。

それは、あったかもしれません。私たちは、例えば国の工事、県の工事、各民間の工事、あち  
こちでやられておるとしたら、個々、誰がどこに、技術屋の配置をやっておるかということまで  
は把握をいたしておりません。当然、それは私たち、この周防大島町だけではなくて、どこが一  
般競争入札で公募したとしても、相手方のことを調べるのは、要するに、一番の条件であります  
地域の問題、今回でいえば、岩国・柳井土木建築事務所管内に本店があるということと。もう一  
つは町外本店であれば950点以上、町内であれば800点以上という、こういう条件はちゃんと  
調べられますが。しかしながら、今おっしゃったような、工事实績を今どこで何をされておる  
かとか、例えばその工期がいつなのかとか、延長されたのかどうかとか、そういうことまでは私  
たちは当然把握できません。

そこで、今回の5社組める可能性があるにもかかわらず2社しか結成がなかったのはいかがか  
と言われましても、これは、まあ、業者さん同士の問題もあるでしょう。当然、例えばA社とB  
社が組もうとしても、なかなかその内容の、条件とかが合わないということで組めなかったとい  
うこともあるかも知れません。まあ、そこら辺は私たちが当然調べる余地もないわけございま  
すので、今回が2社で、2社しか応札がなかったということにつきましては、先ほど申し上げ  
ましたように、できるだけたくさんの業者が応札できるような条件整備ということも考えなけれ

ばならないと思っております。こちら辺については、また議会の皆さん方とも十分協議をさせていただきたいと思っております。

後ほどまた、入札制度につきましても、全員協議会等でお話を、協議をするという場面もありますので、またそういう中でも御議論いただけたらと思っているところでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 今件は反対の立場から、討論しておきたいと思えます。

言うのが、皆さん方執行部は、自分たちは関知しないんだという言い方をいつもされます。それは当然、あるかもわかりません。しかし、実際的に地元の特定建設業者を基礎にして入札する場合は、当然さっき言うたようなことは、調べちゃかんにゃいけないのではないか。島外のAランクまでは、これは調べんことがあるかわかりませんし、それは思いが及ばない場合があるかもわかりません。しかし、皆さん方が条件付を、例えば800点、それで1000平米を頭に据えるときには、やっぱり実際的にはかなり、逆手にとられるという言い方が正しいかどうかは別にして、かなり町にとっては厳しい結果になる。これは、逆手にとられたら、本当町がどんだけ頑張っって町内業者を育成しようとしても、結果としては、特定の意見しか通らない。それが、今回の入札の部分であります。

ましてや、椎木町長は盛んに首をかしげますが、2ジョイントしか組めないというのは、2ジョイントの内容、組めない理由がある。これは、私は今後検証していくべきだと。何で組めないのかというのは、検証していく必要があるというふうに考えております。先ほど言いましたように、例えば今回質疑をしませんでしたが、最低制限価格が、今回の92に限りなく近いものとするれば、当然かなりの、予測以上の、町はもっと節約できた結果になる。これは、私は理の当然だというふうに考えております。

それともう一つ、これを、開封の前、前日でしたか当日でしたかですね、私の思いとして、今回の条件付一般競争入札では、逆に2ジョイントしか組めないのではないかとということ、契約管理課のほうに言いました。それを私はその時点で危惧しておったからです。言うのが、実際に皆さん方が資料を見ても、どうしても予測以上の知恵、それがついた結果がある、というふうに私は危惧しております。ですから私が危惧したような、開封前に言ったように、最低、最悪2社しか組めんのじゃないかねと言うたんが、残念ながら当たってしまって、それで結果として、こういう高落札につながったと。非常に残念な結果であります。

以上をもちまして、今回の入札については、私は反対せざるを得ないということ、を明確にして

おきたいというふうに思います。以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第16号周防大島町立久賀中学校校舎建築工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第23．議案第17号

議長（新山 玄雄君） 日程第23、議案第17号周防大島町立久賀中学校校舎電気工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第17号周防大島町立久賀中学校校舎電気工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

周防大島町立久賀中学校校舎電気工事につきましては、去る11月27日に6社による指名競争入札を行いました結果、周防大島町大字小松の株式会社三光電気工業所が、6,610万円で落札をいたしました。その落札価格に消費税の額を加えた6,940万5,000円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

参考までに、工期は建築工事と同様に、契約の日の翌日から平成25年11月29日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第17号周防大島町立久賀中学校校舎電気工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第24・議案第18号

議長（新山 玄雄君） 日程第24、議案第18号周防大島町立久賀中学校校舎機械設備工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第18号周防大島町立久賀中学校校舎機械設備工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。周防大島町立久賀中学校校舎機械設備工事につきましては、去る11月27日に7社による指名競争入札を行った結果、周防大島町大字東安下庄の株式会社大島電気が6,920万円で落札をいたしました。その落札価格に消費税の額を加えた7,266万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

参考までに、工期は建築工事と同様に、契約の日の翌日から平成25年11月29日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。松井議員。

議員（7番 松井 岑雄君） 1点だけ。この久賀中学校、現在、太陽光発電が設置されていると思うんですが、これらのことが全部入っているかどうか。それから、今おつくりになるので、空調関係等はいかなるものかなというのをお聞きしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 島原教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（島原 資郎君） 太陽光発電ですけど、今現在、久賀中学校、設置されております。それを接続するように考えております。それと、空調設備は防音事業で設置するように考えております。以上です。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第18号周防大島町立久賀中学校校舎機械設備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第25・議案第19号

議長（新山 玄雄君） 日程第25、議案第19号動産の買入れについて（平成24年度橋斎場改築工事に伴う家具購入）を議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第19号動産の買入れ（平成24年度橋斎場改築工事に伴う家具購入）について、補足説明をいたします。

本案の動産の買入れにつきましては、現在改築工事中の橋斎場葬儀式場棟の家具を購入するものであります。町内7業者へ入札案内を行い、去る11月27日、4業者辞退及び1業者欠席で、町内2業者による指名競争入札の結果、周防大島町大字西方の有限会社土手百貨店が940万円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた987万円で契約を締結しようとするものであります。

家具の内容につきましては、和室ローテーブル8台、待合ソファテーブル6台、和室イージーチェア6台、式場及び待合ベンチ50台、控え室ローテーブル2台、受付テーブル2台を購入しようとするものでございます。なお、納品につきましては、平成25年3月20日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） これも実際的には、町内くまなく指名に入ってもらって、実際的に応札が2社しかないということについて、私はこれも客観的には理由があるというふうに見ております。

これについて、なぜ2社しか応札がないのか、皆さん方はどういう思いで中身を見ておるのか

という点について、この結果について皆さん方は本当にわからないのかどうなのを含めて、質疑をしておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 藤山契約監理課長。

契約監理課長（藤山 忠君） 入札の辞退につきましては、業者さんの自社の事情や手持ちの状況等を考慮して判断した結果だと考えておりますので、そのように御理解ください。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 議会ですから、言いにくいこともあるかも知りません。だけどやっぱり、町長をはじめ、本当に地元の業者育成という立場に立つなら、もっと調査すべきだというふうに考えます。そのきちとした調査、例えば皆さん方発注者です。発注者ですから、いろんなことを、やっぱり競争性を発揮することも含めて、公平・公正性、入札に際しては。やっぱり私はこの点でも事前に町内の実態をもっともっと調べちよく必要があるんじゃないかというふうに思います。

といいますのが、入札に参加したところでメリットそのものがなければ、業者さんも入札そのものがばかばかしくて、実際的には参加できないという結果が今までの備品等についても見られちります。やっぱり、その辺のところも事前にきちっと調査して、どういう取引状況にあるのかを含めて、入札が執行される段階でどういうルートを通じて入ってくるとか、その辺まできちっと調べて入札執行しないと、実際的には、そういう入札が何回も続くということがあって、これは今後の課題として、こういう備品の入札等について、きちっと対応すべきだということを明確にしちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 先ほどの件でもそうなんですが、今回は特に指名競争入札でございますので、辞退者が4、欠席者が1社出ております。そうした中で、今、広田議員さんの御質問は、辞退した理由を明らかにするべきだ、調査するべきだということでございますが。要するに私たちはこの物品購入につきましても業者さんから2年に1度入札に参加をしたい、いふなれば、指名願というような形のものを、要請をとっております。それに基づいてこういうふうな備品、家具等に入札参加をしたいという御希望があるから、このような指名をしておるわけでございます。しかしながら、今回のこの家具の購入の入札につきまして、自社においてはなかなか難しいとか、または今現在このように応募するあれがないとかいうその理由はいろいろあるんでしょうが。それらを辞退したから、一々全てを調査するというのはどうかなというふうに思っているところでございます。

土木工事におきましても同じなんですが、今現在、入札指名をしておりまして、入札に参加をしない、辞退をするということについて、そういう辞退届が出たことについては、次の入札に影

響させないということは明らかに皆さんに通知いたしておりますので、それぞれの企業の内情によることだろうと思いますが、そのことによって辞退することについては自由であるというふうになっておりますので、中身はわかりませんが今回は辞退者が多かった。特にこれまでも備品購入等というようなものにつきましては、結構辞退者があるように思っています。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 入札辞退者が多いことをもって辞退理由を言うわけじゃない。入札の段階で、例えば備品の搬入経路、自動車なんかでしたらメーカーからきちっと入札参加者のところに行きますよね。それじゃあ備品については当然、メーカーから直接来ない場合もあり得るということも知っちゃかんと、いわゆる公平・公正性と競争性、これ発揮できない結果につながる。入札の段階で皆さん方がいろいろ文面をつくりますよね、入札に際しての文面。それについて、そのことでより競争性ができない部分も発生するちゅうんも客観的事実だろうと思いますので、それだけはきちと考えちゃっていただきたいというのが質疑の観点です。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今の御質問、なかなかつかみづらいところがあるんですが。要するに仕様書を作成いたしまして、その仕様書を指名した業者さんにお送りしまして、その仕様書に基づいて入札をしていただくというシステムになっております。その仕様書の中で、例えばわかりにくいところがあるということであれば、それは業者さんの方からちゃんと御指摘をいただければ、できるだけその仕様書は皆さんにわかりやすい、是非とも皆さんに明確になるような仕様書に改めていくことは、やぶさかではありません。

しかしながら、ここに出ております入札指名業者さんは、実はメーカーでもありませんし、先ほど課長が申しあげましたようなものを自前でつくっておるとか、自前でしょっちゅう流通させるというわけではございませんので、今の御質問はそのところに当たるのかなというふうに思いますが。例えば今回は家具でございますので、非常に家具の入札については一様にたくさんの家具製造業者がありますから、それをどこをもってやるかというのは非常に入札には難しいんじゃないかというふうには思っております。しかしながら、例えばどっかのメーカーを1社だけ指定して、これでないとは認めないということになりますと、さらにまた今度は業者さんが応札できないということになりますので、そこらの接点が今回のこのような入札ではないかと思っております。

しかしながら、辞退された方の中身についてはなかなか把握できておりませんが、そのような仕様書についての問題があれば、それはまた改めるということについては全くやぶさかではないと思っております。是非とも、またそのようなことがあれば御指摘いただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。濱本議員。

議員（１２番 濱本 康裕君） 予定価格についてお聞きしたいんですけども。今回購入される家具が７４台ということで、１，０７１万円を単純に７４で割ったとしても、平均一台当たり１４万４，７２９円の家具を購入することになると思います。高い家具や安い家具もあると思うんですけども、非常に高額な価格設定だと感じているんですけども、ここの質問は、このローテーブルの内訳を詳しく教えていただきたいということと、価格設定に至った経緯を説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（新山 玄雄君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 単価の比較につきましては、大手の事務機器メーカーと比較しております。事務機器メーカーでもピンキリがあるわけですが、中級品の中程度の既製品と比較しております。それで各家具の単価でございますが、和室のローテーブルが８台で１２万１，６００円。待ち合いソファテーブルで１４万４，８００円。それとイーgerチェア、ロータイプですが５万８，４００円。それと式場待ち合いベンチ１４万８，０００円。それと控えのローテーブル、座卓ですが７万５，２００円。それと受付テーブル１６万１，６００円。そのうち、メーカー自体の既製品については、テーブル以外は全て既製品でございます。

議長（新山 玄雄君） 濱本議員。

議員（１２番 濱本 康裕君） 価格設定の方法を、例えば、見積もりをどこかに出させて計算したのかということもお聞きしたかったんですけども。もう一つがですね、ベンチが１４万８，０００円とおっしゃったんですけども、式場のベンチと待合スペース、恐らく、待合スペースのベンチはソファードと思うんですけども、このあたりの価格はまず随分違うはずなんですけども、これは平均を言ってこの価格なのかを、ぜひお聞かせください。

議長（新山 玄雄君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 単価の設定については、メーカー３社からの見積もりをとっております。それで予定価格を設定しております。

それと、今のベンチでございますが、昨日配りました配置図をちょっと見ていただきたいと思っております。式場棟のベンチ、３２台と、ホールの待合ベンチ１２台と廊下に設置してある６台については、全て同等なものです。それが、利用の方法として参列者が多い場合に、今のホールと式場等のパーテーションを外してですね、約１５０人規模の式場として利用するために、同等なものとして契約しております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 濱本議員。

議員（１２番 濱本 康裕君） 僕なりにちょっと家具屋を何軒か回りまして、業務用のテーブルをちょっと見させてもらったんですけども、ほんとに、ピンキリというか、高いものから安い

ものまでありました。それで、そのカタログを見てですね、比べて非常に高い価格設定だと感じています。

今、指定管理などを利用してですね、町としては、逼迫している財政を、少しでも経費削減に努めている中で、この家具に関して、経費を少しでも、1割でも削ろうという努力を感じないんですけれども、そのあたりについてどうお考えなのか、よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 家具の計画につきましては、昨年、建築の設計と同期に家具の仕様を決めております。斎場の厳粛なイメージとか、葬儀式場棟との調和を考えてこういう仕様になったわけですが、先ほど私が答弁しました、大手の事務機器メーカーの中級品程度の単価と比較してもですね、あんまり法外なものとは考えておりません。

議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今、濱本議員さんの御質問でございますが、いろいろ家具屋とか、またはそういうホームセンター等を回ってみられて、見てみれば、これが少し高いのではないかという御質問でございますが。私どもが出しておりますメーカー3社の見積書の仕様書と先ほどからお話しした仕様書と、今濱本議員さんが各回られたその仕様が同じものであればですね、それは、まあ、高いか安いということも比較になると思いますが。私どもの仕様書、それで3社から見積もりをとって、その平均とか安いところとかというような形で、予定額の設定をいたしておりますので、もし濱本議員さんが回られた、例えばテーブルであれば、そのテーブルがどこのメーカーでどういう仕様だったと、特にですね、特売品とか言われますと、ちょっとなかなか、私たちはたくさん買うわけでございますから、そうはいかないと思いますが、例えば、コクヨならコクヨとかですね、ライオンならライオンとか、そういうふうなメーカーのことであればですね、比較ができると思いますので。またそのような、手元にあります資料を見せていただければ、私たちが見積もりをとったものと、ほんとに個別に比較ができると思いますので、そういうふうなところまでちゃんと精査しなければ、一般的に高いとか安いとかってというのは、なかなか不適切ではないかと思っているところでございます。

また、これまでもですが、これからもたくさんいろいろな場面で、物品購入というのは出てまいります。車でも同じなんですけど、例えば、メーカーを指定するわけではなくて、このような仕様のもので、なおかつ同等または同等品以上というような仕様書になっております。ですから、当然、入札をするほうの側からすれば このカタログを見ればわかるわけですが、このカタログ同等か、または同等品以上で見積を出してきて、そして入札をするということになりますので、今回のものが特に、私たちは上級品を使っておるというわけではなくて、カタログの中では中級品という形になっていると思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第19号動産の買入れについて（平成24年度 橘  
斎場改築工事に伴う家具購入）を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。暫  
時休憩をいたします。

午前10時39分休憩

.....  
午前10時50分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

#### 日程第27．議会広報編集特別委員会設置について

議長（新山 玄雄君） 日程第27、議会広報編集特別委員会設置についてを上程し、これを議  
題とします。

お諮りします。本案については、委員会条例第5条の規定により、6人の委員で構成する議会  
広報編集特別委員会を設置し、広報編集・発行について、これに付託の上、期間は2年とし、閉  
会中の継続審査（調査）することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、本案については、6人の委員で構成する  
議会広報編集特別委員会を設置し、広報編集・発行について、これに付託の上、期間は2年とし、  
閉会中の継続審査（調査）することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委  
員会条例第7条第1項の規定により、魚谷洋一議員、田中隆太郎議員、松井岑雄議員、平野和生  
議員、濱本康裕議員、平川敏郎議員、以上6名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の議員  
を、議会広報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは直ちに、議会広報編集特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をされますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

.....  
午前11時10分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報編集特別委員会における委員長及び副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、魚谷洋一君、副委員長、濱本康裕君が互選されました。（拍手）

どうも御苦労でございます。

議会広報編集特別委員会委員長に就任の御挨拶をお願いします。

議会広報編集特別委員長（魚谷 洋一君） 先ほど委員会を開催いたしまして、議会広報編集特別委員会の委員長に就任いたしました魚谷です。よろしくお願いいたします。

もとより、皆さんの御協力のもと広報を発行いたしますが、町民の皆さんにわかりやすい、そしてできるだけ情報を公開した身近な議会広報として発行をしていきたいと思っております。委員6名それぞれ全力でこの職務に就きますが、原稿をお書きになったり、また情報提供をしていただきます町民の皆さん、そして、各議員の皆さんそれぞれの御協力が必要でございます。議員各位におかれましては、今まで以上の御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（新山 玄雄君） どうぞよろしくお願いいたします。

・ ・  
日程第28．地域活性化特別委員会設置について

議長（新山 玄雄君） それでは、日程第28、地域活性化特別委員会設置についてを上程し、これを議題とします。

お諮りします。本案については、委員会条例第5条の規定により、8人の委員で構成する地域活性化特別委員会を設置し、地域資源を活用した人口定住の促進に向けての調査・研究について、これに付託の上、期間は2年とし、閉会中の継続審査（調査）することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、本案については、8人の委員で構成する地域活性化特別委員会を設置し、地域資源を活用した人口定住の促進に向けての調査・研究について、これに付託の上、期間は2年とし、閉会中の継続審査（調査）することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました地域活性化特別委員会の委員の選任については、委員

会条例第7条第1項の規定により、魚谷議員、広田議員、荒川議員、今元議員、平野議員、濱本議員、小田議員、新山議員、以上8名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の議員を、地域活性化特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

.....  
午前11時14分再開

議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。

今、地域活性化特別委員会の委員を選任させていただきました。

#### 日程第29．防災対策特別委員会設置について

議長（新山 玄雄君） それでは、日程第29、防災対策特別委員会設置についてを上程し、これを議題とします。

お諮りします。本案につきましては、委員会条例第5条の規定により、8人の委員で構成する防災対策特別委員会を設置し、「甚大で局所的な被害が多い風水害と大規模な地震・津波災害が予測されている。これらの災害に備えるため、日ごろからの準備が重要であり、地域としての取り組みに向けて」の調査・研究について、これを付託の上、期間は2年とし、閉会中の継続審査（調査）することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、本案については、8人の委員で構成する防災対策特別委員会を設置し、甚大で局所的な被害が多い風水害と大規模な地震・津波災害が予測されている。これらの災害に備えるため、日ごろからの準備が重要であり、地域としての取り組みに向けての調査・研究について、これに付託の上、期間は2年とし、閉会中の継続審査・調査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました防災対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、魚原議員、田中議員、中本議員、松井議員、尾元議員、吉田議員、久保議員、平川議員、以上8名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の議員を防災対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに、防災対策特別委員会、地域活性化特別委員会を開催していただきまして、委員長及び副委員長の互選をされますようお願いいたします。

暫時休憩します。

午前11時17分休憩

.....  
午前11時28分再開

議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。

防災対策特別委員会における委員長及び副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に尾元議員、副委員長に吉田議員が互選されました。防災対策特別委員会委員長に就任の御挨拶をお願いいたします。

防災対策特別委員長（尾元 武君） ただいま、防災対策特別委員会の委員長に就任いたしました尾元でございます。

このたび、思いも新たにですね、選挙戦を戦ってまいりまして、その中で私、自主防災組織の確立ということを手頭に挙げさせていただいております。今もですね、各委員長、副委員長が決まった後、皆さんの声の中からも、今の消防団の力ではとても、いざというときに緊急対応は難しいと、そういった声も上がっております。また視察等もどんどんやり、より啓発を高めていく中に自主防災組織に対する意識の高揚を踏まえてですね、平素からどのような形で私たちが対応していかなくちゃならないか。まさに南海トラフの大地震、また3・11以来のですね、よもや風化することなしに、これからの自主防災組織確立ということに全力投球をしていきたいと思っております。

どうぞ今後とも皆さんの御協力のほど、よろしくをお願いいたします。（拍手）

議長（新山 玄雄君） よろしくお申し上げます。

次に、地域活性化特別委員会における委員長及び副委員長の互選の結果を報告します。

委員長に今元議員、副委員長に平野議員が互選されました。

地域活性化特別委員会委員長に御就任の御挨拶をお願いいたします。

地域活性化特別委員長（今元 直寛君） ただいま委員会におきまして、委員長に推薦いただきました今元直寛でございます。

くしくもですね、先回の委員会も、私、所属しておりまして、記憶に新しいところでは、9月の定例会におきまして空き家対策、空き家の適正管理に関する条例というものをですね、議員発議のもとに成立させていただきました。この施行は、4月からでございますけれども、こういったものも生かしつつ、また今回の目的であります地域資源を活用した人口定住の促進ということで、これは町長も常々言っていると思います。またこういうところもですね、我々8人の委員が

協力してやってまいりたいと。

なお、他の議員さん、それから執行部の皆さんも、私どもに、できましたらいいアイデアをです、どんどん入れていただければというふうに思っております。

全力でやってまいりますので、よろしく御支持のほどお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。（拍手）

議長（新山 玄雄君） どうぞよろしくお願いいたします。

・ ・

議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は、12月18日火曜日午前9時30分から開きます。

事務局長（中尾 豊樹君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時33分散会